

秋田県条例第三十二号

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。
 第三条中「副知事」の下に「、教育長」を加える。

別表中	教育委員会 の 委 員 員	
	委員長	委員（教育長に任命された委員を除く。）
	月額	月額
	一八五、〇〇〇円	一七二、〇〇〇円

を

教育委員会 の 委 員 員	月額
	一

七二、〇〇〇円

に改める。

附 則

- この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合においては、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例第三条及び別表の規定は適用せず、この条例による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例第三条及び別表の規定は、なおその効力を有する。